

法改正調査&アラートサービスのご提案



1. こんなお悩みありませんか？

- [1] 法改正の調査・社内共有に、多くの**時間と手間**がかかっている…
- [2] 調べても、結局自社でどう対応すればいいのか**よく分からない**…
- [3] 既に法改正サービスを利用しているが、
大量のメールを受信しているだけで、**実務に活用**できていない…
- [4] 現時点で、法改正に対応しきれている**自信がない**…
- [5] 法改正への**対応が遅れ**、社内で問題・損害が発生してしまった…



💡 そのお悩み 「法改正調査&アラートサービス」 で解消しましょう

- ✓ 改正情報を **自動的に・タイムリーに通知**
- ✓ 専門家による **解説付き**
- ✓ 実務への活用・改正対応に向けた **個別相談**

2. ご依頼いただくメリット

[1] 改正情報を自動的に・タイムリーに通知（専門家の解説付き）

自社のリソースを使うことなく、**知りたい法改正情報を、タイムリーに（毎月）、**
専門家による**解説付き**で入手できます。
法改正対応の漏れや遅れの予防、スピーディな理解に。

[2] 法律・許認可の専門家による安心のサポート

弊社サービスは、**法律・許認可の専門家**が、ノウハウを総動員して対応します。
法律の専門家ならではのポイントを押さえた法改正支援が可能です。
事業内容・保有ライセンス等、**貴社にあわせた個別相談対応**も可能です。

[3] 社内共有もスピーディに

法改正情報を解説付きで**1つのシートにまとめて**ご案内します。
シートは**そのまま貴社内で共有**いただけます。
解説付きですので、実務の担当者もすぐに活用できます。

3. 法改正調査&アラートサービス

◆ 許認可実務に精通した“**行政書士法人**による法改正情報配信サービス”

サービス内容

法改正調査・アラートサービス

予めご指定いただいた法令について、公布された法改正情報を、毎月解説付きで配信。
法改正への対応漏れの防止に。

顧問サービス

法改正への対応・実務への活用に向け、役所照会や簡易相談等の対応。

オンライン解説会

配信した法改正のうち、ご希望の改正について、オンラインにて解説会を行います。
各担当者からの質問・相談にも対応。

4. 法改正調査&アラートサービス



貴社のご希望にオーダーメイドした法改正情報配信サービス

オーダーメイド内容

以下の内容については、貴社のご希望に合わせて調整が可能です。

①対象法令



貴社のご希望に合わせて対象法令は設定いただけます。
ピックアップした法令では不安という場合には、別途弊社でご提案することも可能です。

②調査方法



公布された改正について、月に1回、2週に1回、毎週等の配信頻度や、ネット調査、電話調査等の調査方法についてもカスタマイズいただけます。お申し込み後も変更は可能です。

③提供方法



貴社の業務内容をお伺いした上で、貴社業務への影響等を解説します。エクセルにまとめる、Googleスプレッドシートを利用、Teamsの利用等、送付方法についてもカスタマイズいただけます。お申し込み後も変更は可能です。

5. 導入事例／報酬感(例)

①大手不動産会社 (フルサポート)

- 許認可に関わる法令(宅建業法等)から、現場に関わる法令(労安法等)まで、全般の関係法令をアラート
- 全200件超の法令・告示・条例の改正を毎月一覧形式でアラート
- 建築基準法の告示も全てチェック
- 各自治体の条例も対象に
- 毎月の報告会も実施



月額報酬：38万

②金融商品取引業者 (ポイント絞ってサポート)

- 特に追うのが難しい金商法を中心に、25法令の改正を、毎月報告会形式で共有
- 業務内容にあわせて、特に実務に影響のある改正を弊社でピックアップ
- 業務に関わる法令の質問・相談にも対応(役所照会や他社事例踏まえて回答)



月額報酬：10万

貴社の特性・要望にあわせて、上記以外のプランのご提案も可能です！

6. 法改正アラートメール(例)

解説ページ例

以下のような解説を改正法ごとに作成し、まとめてお送りします。

公布日	施行日	法令名	改正の名称	該当法令改正アウトライン	改正内容	根拠資料 URL①	根拠資料名・補足①	根拠資料 URL②	根拠資料名・補足②	根拠資料 URL③	根拠資料名・補足③	根拠資料 URL④	根拠資料名・補足④
2022年11月16日	2023年4月1日	建築基準法施行令	脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和4年11月16日政令第351号)	建築基準法改正(令4法69)関連: (1)再エネ設備の設置につきその構造上やむを得ない場合として高さ制限に係る特別許可を受けた場合、高度地区内に係るものについては階段室等の屋上部分を建築物の高さに算入することとし、第一種低層住居専用地域等内に係るものについては5mまでは建築物の高さに算入しないことに (2)住宅の居室の床面積に対する採光上有効な開口部面積割合を原則7分の1以上とし、照明設備の設置等がなされている場合は10分の1までの範囲内で緩和可能に (3)容積率既存不適格建築物の増改築を許容する場合として、増改築部分が住宅や老人ホーム等に設ける機械室部分で特定行政庁の認定を受けた部分である場合を追加等	2022年6月、建築物の省エネ性能の一層の向上を図る対策の抜本的な強化等のために、建築基準法が改正されました。その中で、来年4月に施行される、採光規制の合理化、省エネ改修や再エネ設備の導入に支障となる高さ制限等の合理化などに係る規定について、必要な施行令の整備が行われました。 (1)屋根の断熱改修や屋上への省エネ設備の設置等の際に、工事により高さ制限を超える特別許可制度を創設(改正法) →高さ制限に係る特別許可を受けた場合 ①高度地区内に係るものについては階段室等の屋上部分を建築物の高さに算入する ②第一種低層住居専用地域等内に係るものについては5mまでは建築物の高さに算入しない (2)住宅の居室に必要な開口部面積の緩和(改正法) →住宅の居室の床面積に対する採光上有効な開口部面積割合を原則7分の1以上とし、照明設備の設置等がなされている場合は10分の1までの範囲内で緩和可能に (3)住宅及び老人ホーム等に設ける給湯設備の機械室等について容積率緩和の手続きを合理化(改正法) →容積率既存不適格建築物の増改築を許容する場合として、増改築部分が住宅や老人ホーム等に設ける機械室部分で特定行政庁の認定を受けた部分である場合を追加等	https://public-comment.gov.go.jp/servlet/Public2C/LASSNA/ME=PCM/1040&id=155220720&Mode=1	パブリックコメント	https://www.mlit.go.jp/report/pre_ss/house/05_hh_090941.html	国土交通省HP	https://www.mlit.go.jp/report/pre_ss/content/001821490.pdf	国土交通省HP 新旧対照表	https://www.mlit.go.jp/takulent/lu/build/content/001572929.pdf	国土交通省HP 改正法について

🏠 法改正の概要・詳細を分かりやすく解説

法改正の概要・詳細を分かりやすく解説します。
法改正の背景から分かるので、より理解が深まります。

💡 法改正の内容をしっかりと理解することができます。
このまま社内共有・研修等で利用し、全社的に活用しましょう。

7. オンライン解説会の実施

オンライン解説会にて、ご質問への回答や追加情報を共有

ご質問をいただいた法改正や特に重要な法改正については、オンライン解説会を行います。
専門スタッフが、法改正の背景や対応事項、改正内容を資料を使って分かりやすく解説します。
開催方法は、動画の配信、面談形式、録画の共有等オーダーメイドが可能です。



[内容例]

- いただいた質問への回答
- より詳細な法改正解説
- 貴社への影響の説明
- 法改正対応についてのお役立ち情報
(他社事例紹介、よくある不備や落とし穴)

POINT!

内容に応じて、参加者や開催回数をオーダーメイドが可能です。
内容についても、ご希望に合わせて、追加調査等を行うことも可能です。

等

8. 報酬

基本報酬	<p><u>＜法改正調査・アラートサービス＞</u> 月額 30,000円＋法令数に応じた加算（対象法令・配信頻度・方法等に応じて変動）</p> <p><u>＜顧問契約＞</u> 月額 50,000円～（ご相談の頻度・内容等に応じて変動）</p> <p><u>＜オンライン解説会＞</u> 月額 50,000円</p>
法令数に応じた加算	<p><u>＜法令＞</u> 月額／1件 2,000円 程度 ※一定件数(目安：50件)以上の法令はディスカウント(目安：1,500円)</p> <p><u>＜その他(告示・条例・通達など)＞</u> 月額／1件 3,000円～（対象ごとにご相談）</p>

9. 契約期間等

契約期間	<p>1ヶ月契約(自動更新) 最低契約期間:6ヶ月</p> <p>初回のみ:お申込の翌営業日(当社基準)から、当該月の末日まで それ以降:以降、毎月1日~月末まで(自動更新)</p>
備考	<ul style="list-style-type: none">報酬は、ご利用月の翌月末日までに、弊社発行の請求書に従ってお振込ください。一括支払も可能です。対象法令については、原則、本法と下位法令のセットでお申し込みください。契約期間中に、法令の追加、報告頻度の変更は可能です。法令の追加の際には、追加法令数に応じた月額報酬の改定をさせていただきます。
注意事項	<ul style="list-style-type: none">配信アドレスの上限はありません。1契約で、複数名・複数部門で受信可能です。提供する情報は、契約者内に限り共有可能です。PC環境・セキュリティ設定等により、メールが届かない場合があります。予め「@shigyo.co.jp」ドメインを受信設定してください。オンライン解説会で対象法令が多い等の事情がある場合には、分割開催等の対応も可能です。

10. 本件に関するお問い合わせ

サポート行政書士法人 担当：東(アズマ)

メールアドレス：azuma@shigyo.co.jp

[ご紹介]

弊社ホームページ：<https://www.shigyo.co.jp/>

東京・名古屋・大阪に拠点を構える行政書士法人です。

各種許認可手続き、外国人従業員の活用(在留資格等)、補助金支援等も行っています。お気軽にご相談ください。



— 注意事項 —

本資料内の各種事例は、実際にご相談のあった事例を参考に、具体的な案件の判別を避ける為に加工・編集して掲載しています。類似事例であっても、時期・管轄行政機関等の前提条件が異なることにより、ご提案内容や結果も変わりますので、ご注意ください。また、本資料内の全てのコンテンツ・内容等の無断転載・転用・複製等は、ご遠慮ください。